



学生に広がる マルチ商法的勧誘に注意!

事例

大学のサークルの友人に「入れば人脈が広げられる組織がある」と誘われ、組織の人と会った。「加入して仲間を増やせば将来につながる」とアピールされ、将来に漠然とした不安を持っていたこともあり興味を持ったが、加入するには約50万円の資産運用ソフトを購入する必要があると言われた。「学生で支払えない」と断ったが、「消費者金融で年齢や職業などを偽って借りればよい」と教えられ、借金して支払った。この組織は人を紹介しソフト購入につながればマージンが入るらしく、同様に勧誘を受けた知人からあやしい組織ではないかと指摘された。高額でもあるので解約したい。

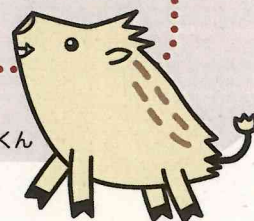
(当事者: 19歳 男性)



…ひとことアドバイス…

- 就職難などに悩む学生に対し「人脈が広がる」「もうかる」などと言って、資産運用ソフトやビジネス講座などの契約を結ばせるトラブルに関する相談が寄せられています。
- 友人やSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)で知り合った人などから勧誘され、他人に紹介し商品購入につながればマージンが得られるといったマルチ商法的手法が特徴です。
- 友人からの誘いであっても必要のない場合はきっぱりと断りましょう。また、友人を勧誘することによりその人との関係を壊してしまうおそれもあります。
- 消費者金融などで借金をさせて支払わせるケースも見られますが、安易に借金すると多重債務などに陥る危険性があります。
- 困ったときはお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

さぼーとくん





消費生活相談は「188」へ！

悪質商法等による被害、不適切な表示に関するトラブル、製品やサービスなどによる事故などについて相談したいときは「消費者ホットライン＝局番なしの『188』」をご利用ください。

「188」へ電話をすると、音声ガイダンスが流れ、郵便番号を入力するなどを行えば、お住まいの地域の消費生活センター等をご案内します。

※ホットラインが利用できない方には、各自治体の相談窓口では来所相談等も行っている場合があります。詳しくはお住まいの市区町村におたずねください。

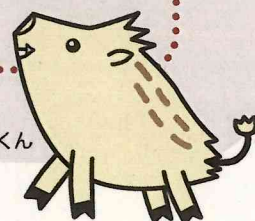


…ひとことアドバイス…

- 「消費者ホットライン」は、全国共通の電話番号から消費生活センター等の消費生活に関する身近な相談窓口を案内します。開始当初の電話番号「0570-064-370」もお使いいただけます。(ガイダンス終了後、相談窓口につながった時点から通話料金がかかります。)
- お住まいの市区町村の相談窓口が開所していない場合等には、開所している都道

府県の相談窓口や国民生活センター等を案内します。

- 自分が相談している窓口の名称と電話番号を必ず確認しましょう。後から連絡する場合に役立ちます。
- 消費生活でのトラブルでどこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに「消費者ホットライン」を利用しましょう。



さぼーとくん



日本の法律は関係ない？ 海外マルチ事業者とのトラブル



事例

学校の友人から、「海外サイトの代理店となり、自分が紹介した人がそのサイト経由で買い物をすると紹介マージンが入る」というビジネスの勧誘を受けた。友人は 20 万円ほど報酬を得ているらしい。世界規模で展開している企業と言われ、友人を信用して契約し、約 30 万円

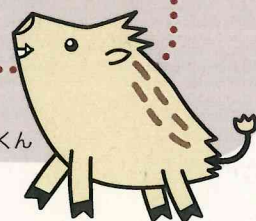
をクレジットカードで支払ったが、その後「日本での展開が怪しくなってきた」と言われ不安になった。クーリング・オフしたいが、サイト上の規約には「3 日を越えると無条件解約できない」とある。

(当事者: 学生 男性)

ひとことアドバイス

- 友人やSNSを通じて勧誘され、海外のマルチ事業者とトラブルになったという相談が寄せられています。
- 海外事業者の中には「日本の法律は関係ない」と主張し、解約等に応じないケースがみられますが、日本で海外事業者と契約した消費者はクーリング・オフ等を主張出来る場合があります。
- 友人からの誘いであっても、簡単にもうかるなどの説明をうのみにせず、契約前には、契約内容やリスク等をよく確認しましょう。理解できない場合は、安易に契約しないことが大切です。
- 不安に思ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

さぼーとくん





新生活！ 若者を狙う もうけ話に注意

事例



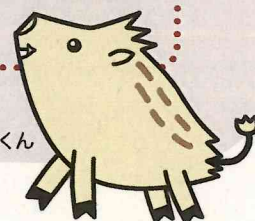
SNSで知り合った人から、もうかる話があると誘われてカフェで投資ソフトについて説明を聞いた。その後、会社の社長の自宅タワーマンションに呼ばれ、「価格は240万円だが半額にする。その内の60万円は会社負担にするので60万円支払ってほしい」と言われた。「お金がない」と断ったが、消費者金融で借りればいいと言われ、指示どおり、会社員と身分等を偽ってお金を借りた。人を勧誘すれば8万円もらえると聞いていたが、説明とは異なり簡単にはもうからない。(当事者:大学生 男性)

ひとことアドバイス

- 大学生等になると、行動範囲が広がる一方で、言葉巧みに勧誘されてトラブルに巻き込まれるケースがあり、中には、高額なものを借金してまで契約させられるという例もみられます。
- 身近な友人や先輩、SNSやサークルで知り合った人に、マルチ取引やもうけ話の勧誘をされることもあります。また、

自分自身も友人を勧誘する側になり、人間関係を壊したり、金銭トラブルに陥ったりすることもあるため、特に注意が必要です。

- もうけ話をうのみにせず、不必要な契約は勇気を出してきっぱりと断りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等に相談しましょう(消費者ホットライン188)。



さぼーとくん